

福岡県情報公開審査会規則

〔 昭和61年8月5日
福岡県規則第54号 〕

改正 平成 8年4月 1日

改正 平成 9年8月20日

改正 平成13年6月29日

改正 平成28年2月12日

(趣旨)

第1条 この規則は、福岡県情報公開条例（平成13年福岡県条例第5号。以下「条例」という。）第33条の規定に基づき、福岡県情報公開審査会（以下「審査会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 審査会は、7人以内の委員をもって組織する。

- 2 審査会に会長を置き、委員のうちから互選する。
- 3 会長は、会務を総理し、審査会を代表する。
- 4 会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

(委員)

第3条 審査会の委員は、地方自治及び情報公開制度に関して優れた識見を有する者のうちから知事が委嘱する。

- 2 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 委員は、再任されることができる。

(会議)

第4条 審査会の会議は、会長が招集し、会長がその議長となる。

- 2 審査会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 審査会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(小委員会)

第5条 審査会は、条例第24条第3号に規定する事務を行うため、小委員会を設置することができる。

- 2 小委員会は、会長が指名する委員をもって構成し、必要に応じて会長が招集する。
- 3 審査会は、小委員会の決議をもって審査会の決議とすることができる。

(諮問実施機関の申出)

第6条 諮問実施機関は、開示決定等に係る公文書に記録されている情報が、その取扱いについて特別の配慮を必要とするものであるときは、審査会に対し、その旨を申し出ることができる。

- 2 審査会は、前項の規定による申出を受けた場合において、条例第25条第1項の規定により当該公文書の提示を求めようとするときは、当該諮問実施機関の意見を聴かなければならない。

(審査請求人等の意見の聴取)

第7条 審査会は、審査会に提出された意見書又は資料について、条例第25条第4項の規定により鑑定を求めようとするときは、当該意見書又は資料を提出した審査請求人、参加人又は諮問実

施機関の意見を聴かなければならない。ただし、審査会が、その必要がないと認めるときは、この限りでない。

(庶務)

第8条 審査会の庶務は、総務部県民情報広報課において処理する。

(補則)

第9条 この規則に定めるもののほか、審査会の運営に関し必要な事項は、会長が審査会に諮って定める。

附 則

この規則は、昭和61年9月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

附 則

この規則は、平成9年9月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成13年7月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。